解散公告（第一回）

当法人は、文部科学大臣の解散命令により、平成二十四年七月十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月七日

東京都墨田区江東橋四丁目二九番一二号あいおい損保錦糸町ビル内

財団法人小川育英会

清算人　岡村　満子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年六月二十三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月七日

山口県下関市岬之町一二番一五号

財団法人岬之町文化向上会

清算人　安田　和夫

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十四年五月二十七日開催の通常総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月七日

福井県三方郡美浜町坂尻第一六号一番地

坂尻生産森林組合

代表清算人　三谷　博一

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為第二十七条の二により、平成二十四年六月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月七日

大阪市平野区長吉出戸五丁目一番四九号

財団法人小市学園

代表清算人　小市　敬子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年七月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年七月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月七日

島根県浜田市上府町イ二六一番地

財団法人浜田千畳霊苑

代表清算人　市野　不盡

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年六月二十八日開催の社員総会の決議により平成二十三年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月七日

福島県福島市杉妻町二番一六号

社団法人福島県地区衛生組織連合会

代表清算人　加藤　満好

第二期決算公告

平成二十四年五月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部

流動資産	一、二六七
固定資産	四八三
資産合計	一、七五一

負債及び純資産の部

流動負債	一、三五六
固定負債	一三五
株主資本	二六〇
資本金	九〇
資本剰余金	一四七
利益剰余金	二二
（繰越利益剰余金）	（二二）
（うち当期純利益）	（三六）
評価・換算差額等	△一
負債及び純資産合計	一、七五一

平成二十四年七月二十日

浜松市中区神田町一五二二番地

株式会社鈴木組

代表取締役　村田　哲也

公益信託青森県ボランティア基金平成二十四年度決算及び基金終了公告

一、事業概要

平成二十四年度事業として平成二十三年度助成先の実績報告会を実施した。

本公益信託は信託財産が消滅したことで平成二十四年七月三十一日終了した。

平成二十四年八月七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

公益信託青森県ボランティア基金

受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

配当公告

広島県府中市中須町三八番地の二

破産者　プリモ・ワールド株式会社

右の者に対する広島地方裁判所福山支部平成二十一年（フ）第三一二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一二一、七八二、一四八円

一、配当することのできる金額

金一〇、三九一、六六五円

平成二十四年八月七日

広島県福山市若松町一〇番五号法友会館五階

破産管財人　弁護士　岸田　光弘

配当公告

香川県高松市田町一一番地三

破産者　株式会社誠和広告

右の者に対する高松地方裁判所平成二十三年（フ）第四〇七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金八八、一二九、九一四円

一、配当することのできる金額

金一二、九二八、六三一円

平成二十四年八月七日

香川県高松市丸の内七番九号

破産管財人　弁護士　久保　和彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市南区澄川二条五丁目五番、最後の住所札幌市南区澄川二条五丁目五番二〇―四〇六号　被相続人　亡　小林　ヤヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月七日

事務所札幌市手稲区手稲本町二条四丁目八番二四号　キテネビルＡ棟二階　弁護士法人誠信法律事務所手稲支所

相続財産管理人　弁護士　井本　雅之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市南区真駒内上町二丁目二番地三、最後の住所青森県三戸郡階上町蒼前西五丁目九番地二四九五

被相続人　亡　北川　正水

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月七日

青森県八戸市根城五丁目一二番一六号　中村・澤村法律事務所

相続財産管理人　弁護士　澤村　康治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県久慈市山形町荷軽部第一地割六四番地一、最後の住所埼玉県深谷市長在家一二〇六番地一　被相続人　亡　田代　由弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月七日

埼玉県熊谷市宮町一丁目三二番地　林法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤　潔

第24期決算公告

平成24年6月15日　岩手県釜石市港町二丁目1番1号

釜石グレーンセンター株式会社

代表取締役社長　小林　憲雄

貸借対照表の要旨

（平成24年3月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	125,098	流動負債	449,217
固定資産	1,197,309	固定負債	13,324
		負債合計	462,542
		純資産の部	
		株主資本	859,865
		資本金	400,000
		利益剰余金	459,865
		その他利益剰余金	459,865
		純資産合計	859,865
資産合計	1,322,408	負債・純資産合計	1,322,408

(注)　当期純利益　39,588千円